

令和 7 年 1 月 3 0 日
総 務 部 人 事 課

職員の懲戒処分について

標記の件について、地方公務員法第 2 9 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、下記のとおり懲戒処分を発令いたしました。

大和郡山市では、職員の非違行為に対しましては、これまでも厳正に対処してきたところでございますが、今般このような事案が発生したことは誠に遺憾であり、市民並びに関係者の皆様に深くお詫びいたします。

今後は、再発防止に向けて組織的なチェック体制を整えるとともに、職員の意識強化を図り、信頼回復に努めてまいります。

1 処分の内容

(1) 被処分者（当事者）

所属・補職 : 産業振興部・部長 年齢・性別 : 58 歳・男性	処分内容 戒告
所属・補職 : クリーンセンター・所長 年齢・性別 : 59 歳・男性	
所属・補職 : 文化体育振興公社・事務局長 年齢・性別 : 58 歳・男性	
所属・補職 : 交通防犯対策課・課長 年齢・性別 : 55 歳・男性	
所属・補職 : 清掃センター・センター長 年齢・性別 : 49 歳・男性	

2 処分年月日

令和 7 年 1 月 3 0 日

3 処分に至った事実の概要

令和 5 年度に契約した塵芥車購入 2 台の内容を確認したところ、予定価格が 2, 0 0 0 万円以上であり、議会の議決に付すべき動産の買入りに該当するにもかかわらず、議会の議決に付していなかったことが判明した。

さらに、他部署においても過去 1 0 年間同様の事案がないかを調査確認したところ、令和元年度に契約した奈良県電子自治体推進協議会主催のパソコン等共同調達について議会の議決に付していないことが判明した。